

第 I 編

- 貸金業法
- 利息制限法
- 出資法

第1章

貸金業法の目的と用語の意味

第 1 章

貸金業法の目的と用語の意味

第 1 節 法の目的と用語の意味

貸金業法は、①貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等（後述）の利益の保護を図るとともに、②国民経済の適切な運営に資することを目的として制定されました（法 1）。

貸金業法は、貸金業者に様々な義務を課し、義務違反に対しては、登録の取消しなど行政処分に止まらず、刑事罰も課されるのが原則です。そこで、法律の適用を明確にするため用語の定義が定められています。

両罰規定

①法人業者の代表者又は管理人、代理人、使用人その他の従業者、又は②個人業者の代理人、使用人その他の従業者が、その業者の業務に関して、貸金業法の義務に違反したときは、行為者のほか、その業者に対しても罰金刑が科されます（法 51 I）。

1. 貸付け

貸付けとは、**金銭の貸付け**と**金銭の貸借の媒介**をいいます（法 2 I）。

金銭の貸付け

手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による**金銭の交付**を含みます。

金銭の貸借の媒介

他人間の金銭の貸借の成立のため努力することです。

手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の授受の媒介を含みます。

● 手形の割引

手形を譲渡し、対価として手形金額から割引料を控除した金額を受け取ることです。

● 売渡担保

物の所有権等を、一定期間内に買い戻すことができる約定を付け、売却することです。

2. 貸金業と貸金業者

(1) 貸金業とは

貸金業とは、貸付けで業として行うものをいいます（法2Ⅰ）。

業としてとは、反復・継続する意思で行うことをいいます。1回しか行わなくても、反復継続する意思で行ったのであれば、業として行ったことになります。営利の目的があることは、必要ありません。

ただし、次のものは、貸金業法で規制しなくても資金需要者等の利益を損なうおそれがないので、貸金業から除外されます（法2Ⅰ、令1-2）。

【貸金業から除外される主なもの】

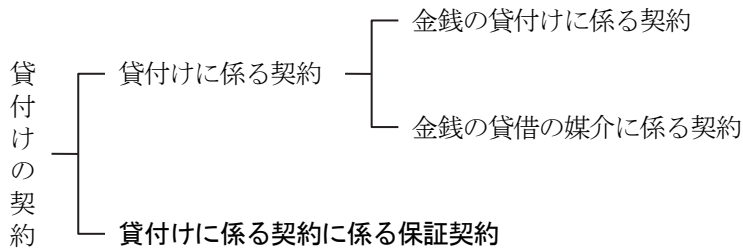
1. 国・地方公共団体が、行うもの（自治体の中小企業向け融資等）
2. 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が、行うもの（銀行や政府系金融機関の融資、質屋営業等）
3. 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者が、その取引に付随して行うもの
4. 事業者が、その従業者に対して行うもの
5. 労働組合（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）が、行うもの
6. 公益社団法人及び公益財団法人（収益事業として貸付けを行うものを除く。）が、行うもの
7. 以下、略

(2) 貸金業者とは

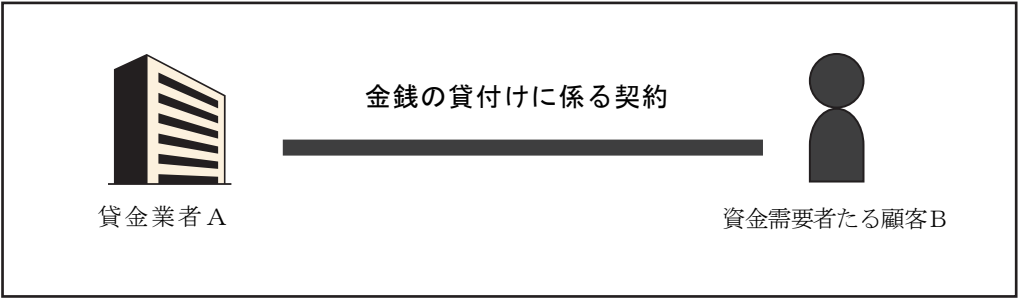
貸金業者とは、法第3条第1項の登録（以下、「貸金業の登録」といいます。）を受けた者をいいます（法2Ⅱ）。この登録を受けないで貸金業を営む者は、「貸金業者」ではありません。

3. 貸付けの契約

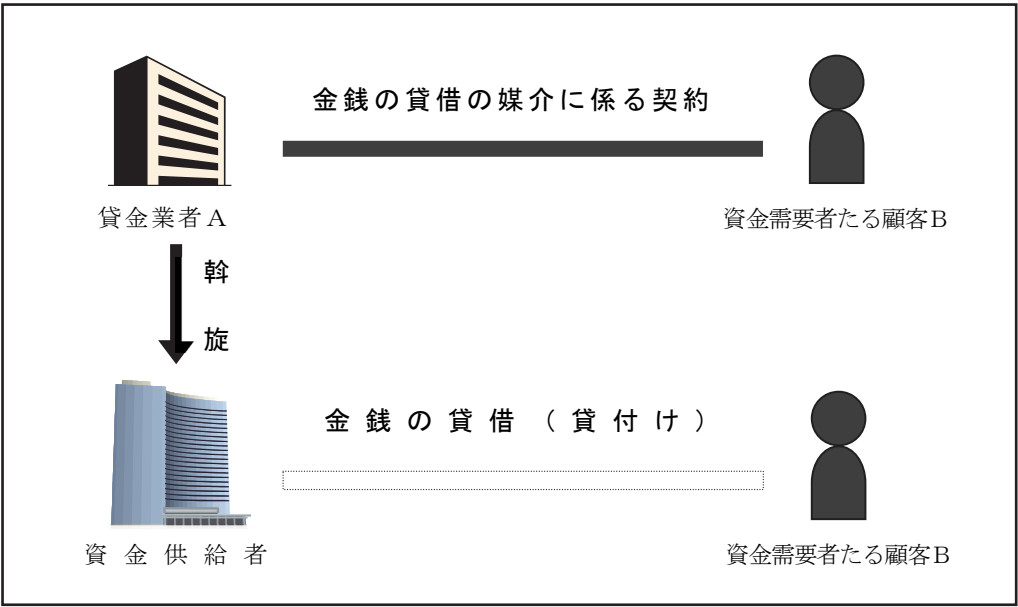
貸付けの契約とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいいます（法 2 Ⅲ）。



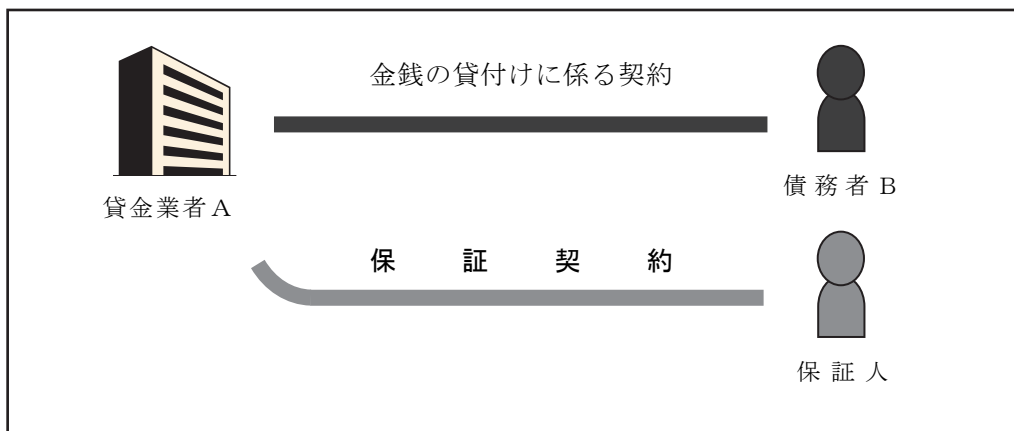
(1) 金銭の貸付けに係る契約



(2) 金銭の貸借の媒介に係る契約

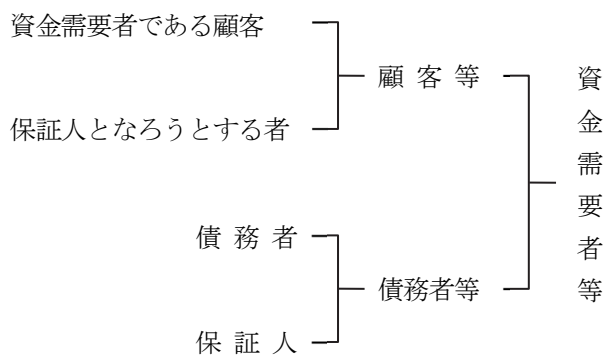


(3) 保証契約



4. 資金需要者等

資金需要者等とは、次の者をいいます（法 2IV、V、VI）。



第 1 編 用語の意味（貸金業法第 2 条 本試験出題例）

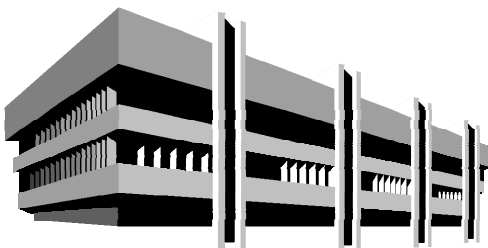
1. 「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く（法 2Ⅰ）。
 - ① 国又は地方公共団体が行うもの
 - ② 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
 - ③ **物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの**
 - ④ **事業者がその従業者に対して行うもの**
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの（詳細は、第 1 章）
2. 「貸金業者」とは、貸金業法 3 条 1 項の登録を受けた者をいう（法 2Ⅱ）。
3. 「**貸付けの契約**」とは、**貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約**をいう（法 2Ⅲ）。
4. 「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう（法 2Ⅳ）。
5. 「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう（法 2Ⅴ）。
6. 「**資金需要者等**」とは、**顧客等又は債務者等**をいう（法 2Ⅵ）。

以上、本章

第2章以下

7. 「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう（法2IX）。
8. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう（法2XI）。
9. 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう（法2XII）。
10. 「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう（法2XIII）。
11. 「個人情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る貸金業法41条の35第1項各号に掲げる事項をいう（法2XIV）。
12. 「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう（法2XVII）。
13. 「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争（貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう（法2XXI）。
14. 「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう（法2XXIII）。

過去10年、3回以上出題



第2章

貸金業の登録

第 2 章 貸金業の登録

第 1 節 登録制度

1. 貸金業と登録

(1) 無登録営業の禁止

貸金業を営もうとする者は、次の行政庁の登録を受けなければなりません（法 3）。

登録とは、一定の事実又は法律関係を、行政庁が備える帳簿に記録することをいいます。

2 以上の都道府県内に営業所又は事務所（以下、「営業所等」といいます。）を設置し、貸金業を営もうとする者	内閣総理大臣
1 の都道府県内にのみ営業所等を設置し、貸金業を営もうとする者	営業所等の所在地を管轄する都道府県知事

貸金業の登録を受けない者は、貸金業を営むことができません（法 11 I）。

また、次の①～②の行為も禁止されます（法 11 II）。

- ① 貸金業を営む旨の表示又は広告をすること
- ② 貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること

2. 登録申請書の提出

貸金業の登録を受けようとする者は、登録申請書を提出しなければなりません（法 4 I）。

(1) 申請書記載事項

登録申請書に記載が必要な事項は、次頁のとおりです（法 4 I）。

【記載事項】

1. 商号、名称又は氏名と住所
2. その**役員**の氏名、商号又は名称（法人の場合）
3. **政令で定める使用人**があるときは、その氏名
4. 法定代理人の氏名、商号又は名称（未成年者の場合）
5. **営業所等**の名称と所在地
6. 営業所等ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名と登録番号
7. その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等の**電話番号その他の連絡先等であって内閣府令で定めるもの**
8. 業務の種類と方法
9. 他に事業を行っているときは、その種類

① 役 員

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいいます。

また、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として**内閣府令で定めるもの**を含みます（法41②、則2）。

【内閣府令で定める主な者（則2）】

株式会社の場合

1. 当該会社の総株主の議決権の **25/100** を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義で所有している個人
2. **当該会社の親会社**の総株主の議決権の **50/100** を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義で所有している個人

② 政令で定める使用人

政令で定める使用人とは、**貸金業の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に関し営業所等の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるもの**をいいます（令3、則3）。

【内閣府令で定める者（則3）】

主たる営業所		1. 業務を統括する者 2. 部長、次長、課長と同等以上の職にあるもので、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者
従たる営業所	貸付けに関する業務に従事する使用人の数が、50人以上	1. 業務を統括する者 2. 業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
	その他	業務を統括する者

③ 営業所等

営業所等とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収）の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいいます。

なお、次の施設・設備を含みます（則1-5Ⅲ、Ⅳ）。

【営業所等に含まれる施設・設備】

1. 自動契約受付機 2. 現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機） 現金自動設備以外の営業所等の同一敷地又は隣接地内に設置されたものは、営業所等とはされません。 3. 代理店 代理店とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備をいいます。 銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫の現金自動設備は、営業所等とはされません。

④ 営業所等の電話番号その他の連絡先等であって内閣府令で定めるもの

内閣府令で定めるものは、次に掲げるものです（則 3-2 I）。2. 又は 3. を登録申請書に記載する場合には、1. のいずれかを併せて記載しなくてはなりません。

【内閣府令で定めるもの】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 電話番号
場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限ります。2. ホームページアドレス3. 電子メールアドレス |
|--|

(2) 登録申請書の添付書面

登録の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付する必要があります（法 4 II）。

【添付書面】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面2. その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し（法人の場合）3. 申請者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し（個人の場合）4. 営業所等の所在地を証する書面又はその写し5. その他、内閣府令で定める書類 |
|---|

(3) 登録申請書の提出先

貸金業の登録を受けようとする者は、登録を受ける行政庁【第 1 節 1.(1)】に登録申請書を提出します（法 4 I）。

3. 登録の実施

登録を受ける行政庁は、貸金業の登録の申請があつた場合には、登録拒否事由【後述】により登録を拒否する場合を除き、次の事項を貸金業者登録簿に登録しなければなりません（法5Ⅰ）。この登録を受けた行政庁を以下「登録行政庁」といいます。

登録申請書記載事項【前述2(1)】

登録年月日及び登録番号

登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知します（法5Ⅱ）。

この貸金業者登録簿は、一般に公開されます（法9）。



第 2 節 登録の拒否

貸金業の登録を受けようとする者が登録拒否事由のいずれかに該当するとき、又は登録申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録は拒否されます（法 6）。

登録拒否事由 1

次のいずれかの事由に該当する者は、登録を拒否されます（主要なもの）。登録後に該当することになったときは、登録は取消されます（(2)破産を除く。）（法 24-6-5 I ①）。

(1) 精神障害者

精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（法 6 I ①、則 5-2）。

(2) 破産者

破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者（法 6 I ②）

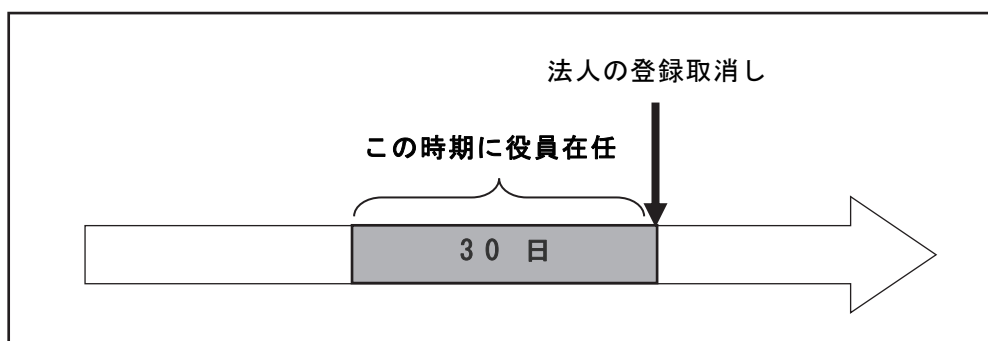
復権とは、破産手続開始に基づいて破産者に発生する各種の資格又は権利についての制限を消滅させ、破産者の本来の法的地位を回復させることをいいます（破産 255 II）。復権を得れば直ちに登録を受けることが可能です。

(3) 登録を取り消された者及びその役員（法 6 I ③）

① 貸金業の登録を取消され★、その取消しの日から 5 年を経過しない者

② 法人業者の登録が取消され★た場合、その取消しの日前 30 日以内にその法人の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しないもの

★ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 12 条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るもの）の取消しも同じ。



(4) 刑に処せられた者（法 6 I ④、⑤）

① 禁錮以上の刑（死刑、懲役、禁錮の刑）

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

犯した犯罪の種類は問いません。道交法違反による場合も拒否されます。

② 罰金刑に処せられた者

次に掲げる法律の違反又は犯罪により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（法 6 I ⑤）

1. 貸金業法
2. 出資法
3. 旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
5. 金融サービスの提供に関する法律
6. 物価統制令第 12 条（貸付けの契約の締結もしくは当該契約に基づく債権の取立てに当たっての違反に限る。以下 7、8 同じ。）
7. 刑法の罪
8. 暴力行為等処罰に関する法律の罪

③ 執行猶予

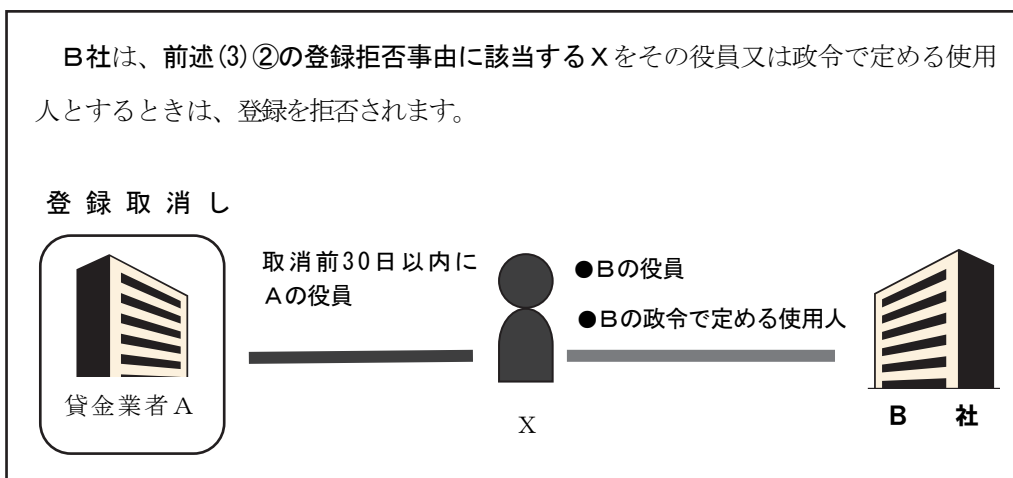
刑に執行猶予が付された場合は、執行猶予の言渡を取り消されることなく猶予期間を経過したときは、**その刑に処せられなかったことになり、直ちに登録を受けることができます。**



(5) 役員・政令使用人に拒否事由（法人）

法人で、その役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者がいるもの（法 6 I ⑨、則 5-4）

- ① 精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 前述(2)～(4)のいずれかの登録拒否事由



登録拒否事由 2

次のいずれかの事由に該当する者は、登録を拒否されます。登録後に該当することになったときは、登録が取り消され、又は業務停止命令が発せられることがあります（法 24-6-4 I ①）。

(1) 主任者要件

営業所等について貸金業務取扱主任者の設置要件（法 12-3、後述）を欠く者（法 6 I ⑬）

(2) 財産的基礎

純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（5,000 万円）に満たない者（法 6 I ⑭、Ⅲ、令 3-2）

民事再生手続又は会社更生手続開始の決定を受け、手続終了前の者については、拒否事由とされません（法 6 I ⑭、則 5-5）。

(3) 体制整備

貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者（法 6 I ⑮）

体制が整備されていると認められない者とは、次の基準のいずれかを欠く者のことをいいます（則 5-7）。

- 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること。
 - 法人業者の場合
常務に従事する役員のうちに、貸付けの業務（銀行業務等他の法令に基づくものを含む。以下、同じ。）に 3 年以上従事した経験を有する者があること。
 - 個人業者の場合
申請者が、貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する者であること。
- 営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）ごとに、貸付けの業務に 1 年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として 1 人以上在籍していること。
- 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則（貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含む。）を定めていること。
- 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結するために必要な措置を講じていること。

(4) 兼営事業

他に営む業務が公益に反すると認められる者（法 6 I ⑯）

第 3 節 登録の効力

貸金業の登録を受けた者は、貸金業者となり、貸金業を営むことができます。

しかし、貸金業者登録簿に登録された営業所等以外に営業所等を設置して貸金業を営むことはできません（法 11Ⅲ）。また、自己の名義をもって、他人に貸金業を営ませることも禁止されます（法 12）。違反に対しては、刑事罰が定められています。

1. 登録の有効期間と更新

(1) 登録の有効期間

貸金業の登録の有効期間は、**3 年**です（法 3Ⅱ）。この期間の経過により登録は効力を失います。

(2) 登録の更新

貸金業者が、登録の有効期間経過後も引き続き貸金業を営むためには、登録の更新が必要です（法 3Ⅱ）。更新を受けようとするときは、登録の**有効期間満了の日の 2 月前までに**更新を申請しなければなりません（則 5）。

貸金業者が当該登録の更新の申請をしなかった場合は、登録行政庁は、残貸付債権の状況等に係る報告を求めるとされています（監督指針Ⅲ-3-3(1)）。

2. 登録換え

営業所等の所在地により登録を受ける行政庁が決まります。登録後においても同じです。登録を受ける行政庁が変わったときは、登録後においても、改めて登録を受ける必要があります。これを登録換えといいます。

新登録がなされると、従来の登録はその効力を失います（法 7）。

登録換えが必要な場合は、次のとおりです。

【登録換えが必要な場合】

内閣総理大臣 登録の貸金業者	1 の都道府県内にのみ営業所等を有することとなった。	営業所等の所在地の知事 の登録が必要
都道府県知事 登録の貸金業者	営業所等を廃止し、他の 1 の都道府県内にのみ営業所等を設置することとなった。	
	2 以上の都道府県内に営業所等を有することとなった。	内閣総理大臣 の登録が必要

第4節 変更の届出

貸金業者は、登録事項を変更するときは、次のとおり、その変更事項を登録行政庁に届け出なければなりません（法81）。

【変更事項と届出時期（一部）】

変更事項	届出の時期
1. 営業所等の名称と所在地 2. その業務に関する広告・勧誘の際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先等	あらかじめ
3. 商号、名称又は氏名と住所 4. その役員の氏名、商号又は名称（法人業者の場合） 5. 政令で定める使用人があるときは、その氏名 6. 営業所等ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名と登録番号 7. 業務の種類と方法 8. 他に事業を行っているときは、その種類	変更の日から2週間以内



第 5 節 廃業等の届出

1. 失効事由と届出

貸金業者が下表に掲げる登録失効事由に該当したときは、**貸金業の登録はその効力を失います（法 10Ⅱ）**。この場合、各届出義務者は、各届出期間内に、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません（法 10Ⅰ）。

【失効事由等】

登録の失効事由	届出義務者	届出期間
死 亡	その相続人	死亡を知った日から 30 日以内
合併による消滅	消滅した法人を代表する役員であった者	その日から 30 日以内
破産手続開始の決定	破産管財人	
合併、破産手続開始の決定以外の解散	清算人	
貸金業の廃止	貸金業者であった個人又は貸金業者であった法人を代表する役員	
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 12 条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けた	当該登録を受けた者	

2. 死亡の特例

貸金業者が死亡した場合、相続人（2 人以上の場合に、その全員の同意により事業を承継する相続人を選定したときは、その者）は、次の①～②の期間内は、引き続き貸金業を営むことができます（期間内の営業については貸金業者とみなされます。）（法 10Ⅲ）。

- ① 被相続人の死亡後 **60 日間**（登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）
- ② 相続人が①の期間内に貸金業の登録を申請した場合は、**①の期間の経過後、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間**

第 6 節 開始等の届出

1. 開始等の届出

貸金業者は、次のいずれかに該当するときは、その日から 2 週間以内に、その旨をその登録行政庁に届け出なければなりません（法 24-6-2、則 26-25）。

【登録拒否事由該当】

1. 前述**登録拒否事由 1.**(1) 又は(4)に該当することとなったとき。
2. 役員又は政令使用人が、前述**登録拒否事由 1.**(1) 又は(4)に該当することとなった事実を知ったとき★
★ 役員の破産(**登録拒否事由 1.**(2))を知ったことは、届出事由に該当しない。
3. 営業所等について法 12 条の 3（貸金業務取扱主任者の設置）に規定する要件を欠くことになった【**登録拒否事由 2.**(1)】とき。
4. 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たなくなった【**登録拒否事由 2.**(2)】ことを知ったとき。

【その他の事由】

1. 貸金業（貸金業の業務に関する広告もしくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。）を開始し、休止し、又は再開したとき。
2. 第三者に貸金業の業務の委託を行ったとき、又は当該業務の委託を行わなくなったとき。
3. 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡したとき（法令の規定により法第 24 条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）
4. 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなったとき。
5. 指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。
6. 貸金業協会に加入又は脱退したとき。
7. 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知ったとき。

2. 不祥事件

◇監督指針 II-2-8

1. 施行規則第26条の25第1項第4号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）とは、**貸金業の業務に関し法令に違反する行為**の外、次に掲げる行為が該当する。
 - ① 貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
 - ② 貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為
 - ③ その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの
2. 貸金業者において不祥事件が発覚し、当該貸金業者から第一報があった場合は、**以下の点を確認する**。貸金業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。
 - ① 社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告
 - ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報
 - ③ 独立した部署（内部監査部門等）での不祥事件の調査・解明の実施
3. 不祥事件と貸金業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。
 - ① 不祥事件の発覚後の対応は適切か。
 - ② 不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか。
 - ③ 不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか。
 - ④ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
 - ⑤ 再発防止のための改善策の策定や自浄機能は十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか。
 - ⑥ 資金需要者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か。
4. 不祥事件の届出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について**深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする**。更に、**資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする**。